

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

金融界を取り巻く経営環境の変化に対応し、健全な銀行業務を通じて社会に貢献していく姿勢を明確にするため、以下のとおり「企業理念」を制定し、地域社会やお客さま、従業員、株主の皆さまの信頼を得るとともに、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の一層の向上をめざしております。

その実現に向け、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行えるコーポレートガバナンス体制の仕組みとして、監査役会設置会社を採用し、監査役会による監査機能を有効に発揮させるとともに、独立性の高い社外取締役を複数名選任して取締役会の監督機能を十分に発揮させることに努めております。そのほか、コンプライアンス委員会など各種委員会やコーポレートガバナンス会議の設置、IR活動の充実などについても取り組んでおります。

また、取り巻く経営環境が変化する中で、コーポレートガバナンスを強化・充実させていくため、今後も必要に応じて体制の見直しを図ってまいります。

#### 【企業理念】

##### <百五銀行の使命>

「信用を大切に社会をささえます。」

百五銀行は、信用が社会の基本だと考えます。

健全な金融活動を通じて、活力と潤いに満ち、互いに信頼し合える社会づくりにつとめます。

##### <百五銀行の経営>

「公明正大で責任ある経営をします。」

百五銀行は、倫理を重んじ、自主独立の精神で公明正大な経営を行います。

堅実で力強い発展をめざし、責任ある経営で社会の信頼に応えます。

##### <私たちの行動>

「良識ある社会人として誠実に行動します。」

私たちは、良き社会人として、知見を深め、良心にしたがって行動します。

感謝の心で誠意をつくり、明るく元気に、新しいことに挑戦します。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2018年6月改訂後のコードの各原則について、全てを実施しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

##### 【原則1-4】(政策保有株式)

###### <上場株式の政策保有に関する方針>

政策保有株式は、当行の事業特性上、「取引先との関係の維持・強化」や「当行および取引先の中長期的な企業価値の向上」などに資する場合において限定的に保有し、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先企業と十分な対話を経たうえ、縮減を進めることを基本方針としております。

個別の政策保有株式については、リターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性および資本コスト等を考慮した基準に基づく確認を行うとともに、取締役会において取引関係の構築状況なども踏まえた経済合理性を定期的に検証し、保有意義が認められない銘柄については、保有の見直しについて検討を行っております。

###### <政策保有株式にかかる議決権行使基準>

議決権行使にあたっては、中長期的な企業価値向上の観点から、株主価値を毀損する可能性がないか、議案について十分な説明がなされているか、等を勘案し賛否を判断しております。

##### 【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当行や株主の利益を害することのないよう、以下のとおり定めております。

・取締役会規定において、取締役の利益相反取引および競業取引については、取締役会の承認、報告を要することを定めております。

・「コンプライアンス・マニュアル」において、株主の権利行使に際しての財産上の利益供与の禁止、特定関係会社(子会社等)との取引規制を定めており、その遵守状況については、必要に応じて都度、取締役会が報告を受け、これを監視しております。

##### 【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当行は、確定給付年金制度にかかる年金資産の運用・給付その他管理について、百五銀行企業年金基金を設立し、実施しております。

基金の人事に関しては、資産の運用結果が従業員の安定的な資産形成だけでなく、当行の財政にも影響を与えることも踏まえ、必要な経験や資質を備えた人材を計画的に配置するとともに、その育成にも努めております。運営に関しては、実施事業所(当行)において選定されるものの他に、人事・財務・市場運用・従業員組合等の責任者で構成される資産運用委員会や代議員会にて、適切な意思決定を行っております。

また、適切な利益相反の管理のため、厚生労働省ガイドラインに基づき定めている基金の運用基本方針によって、受益者利益の最大化に努めております。

##### 【原則3-1】(情報開示の充実)

###### (1) 会社の目指すところや経営戦略、経営計画

「企業理念」や「中期経営計画」を策定し、当行ホームページにて公表しております。また、「中期経営計画」については、定期的に開催している

機関投資家向け会社説明会においても説明しております。

(企業理念 <https://www.hyakugo.co.jp/about/profile/>)

(中期経営計画 <https://www.hyakugo.co.jp/profile/img/24im-04.pdf>)

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針  
本報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役の報酬決定に関する方針と手続き  
本報告書「2. 1. 【取締役報酬関係】」にて概要を開示しております。

(4)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続

<取締役・監査役候補者の指名方針>

1. 取締役・監査役候補者については、豊富な経験と幅広い知見を有する人物であるとともに、それぞれの担当分野における実績等を勘案して指名しております。

2. 社外取締役・社外監査役候補者については、独立性の要件を十分に満たしているかを検証のうえ、当行の経営に貢献できる人物を指名しております。

<経営陣幹部(代表取締役)等の選解任および取締役候補者の指名手続>

任意の指名委員会・報酬委員会に該当する「コーポレートガバナンス会議」の助言のもと、取締役会において決定しております。

なお、「コーポレートガバナンス会議」は、社外取締役が議長を務め、独立社外取締役が半数を占めるメンバー構成となっております。

<監査役候補者の指名手続>

「コーポレートガバナンス会議」の助言のもと、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。

(5)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名についての説明

取締役・監査役候補者の指名理由につきましては、定時株主総会の「招集ご通知」の「株主総会参考書類」に記載しておりますので、ご参照ください。( <https://www.hyakugo.co.jp/ir/stock-info/meeting> )

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲)

「取締役会規定」において取締役会決議事項の範囲を定め、経営陣に対する委任の範囲を明確化しております。

<取締役会決議事項>

1. 法令・定款に定められた事項
2. 株主総会の決議により、取締役会に委任された事項
3. 業務の執行に関する重要事項

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当行における独立役員(候補者を含む)は、以下のいずれの要件にも該当しない者としております。

1. 当行を主要な取引先とする者(注1)、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者(注2)。
2. 当行の主要な取引先(注3)、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等。
4. 当行の主要な株主(注4)、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
5. 当行から年間1,000万円を超える寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
6. 上記1から5までのいずれかに該当する者の近親者(注5)。

(注)

(1)当行を主要な取引先とする者とは、融資取引において当行の貸出姿勢がその者の事業継続に深刻な影響を及ぼすと考えられる者とする。

(2)業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者とする。

(3)当行の主要な取引先とは、当行からの借入金残高が当行の貸出金残高の2%以上を占めている先とする。

(4)当行の主要な株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主とする。

(5)近親者とは、二親等内の親族とする。

【補充原則4-11-1】(取締役会全体のバランス、多様性及び規模)

取締役会の構成員である取締役・監査役は社内外ともに多様な知見・専門性を備えた人物をバランスよく選任しております。

経営陣・支配株主から独立した意見を適切に反映すべく社外役員を採り入れ、取締役会の機能が十分に発揮されるよう適切な員数を維持しております。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の兼任状況)

毎年、取締役および監査役の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」の「事業報告」に記載しておりますので、ご参照ください。

( <https://www.hyakugo.co.jp/ir/stock-info/meeting> )

取締役が他の企業の役員を兼務する場合、取締役としての責務を果たすうえで支障のない程度にするよう配慮しております。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性についての分析・評価)

当行は取締役会の実効性評価を年次で実施しております。

2018年度の実効性評価については、取締役会メンバーに対し、アンケートを配付し、その回答および意見を踏まえ、取締役会で分析・評価を実施いたしました。その結果、取締役会は適切に運営され、実効性は確保されていることを確認いたしました。

2018年度は、「中長期的な経営戦略や経営の根幹に関わる議論の充実」「取締役会の構成メンバーの更なる多様化」を課題として取り組んでまいりました。取り組みの結果、いずれも一定の効果があったと評価いたしました。

2019年度は、引き続き経営戦略や経営の根幹に関わるテーマを取り上げ、更なる議論の活性化を目指してまいります。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するサポート体制)

取締役および監査役の就任時に加え、就任後も継続的に外部機関が提供する講習なども含め、個々の取締役・監査役に適合した機会の提供・斡旋を行うとともに、その必要費用について広く支援を行うこととしております。

また、新たに当行の社外取締役・社外監査役に就任した者に対しては、当行の組織、財務などを十分に説明することとし、その役割・責務を実効的に果たしうる環境の整備に努めております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

以下の方針を定め、株主・投資家等からの対話の申込みに対して前向きに取り組んでおります。

1. 株主・投資家等との対話者

株主・投資家等との対話は代表取締役を責任者とし、当行のIRの担当部署である経営企画部の担当役員はこれを補佐します。

2. 株主・投資家等との対話を促進するための体制

経営企画部を株主・投資家等からの対話の窓口とします。また、経営企画部は、営業部門やリスク管理部門などの関連部署と連携することにより、経営情報を収集・分析し、株主・投資家等へ提供します。

3. 株主・投資家等との対話の手段の充実に関する取組み

株主・投資家等との対話は、株主総会および個別面談以外に、会社説明会などを通じて実施します。また、中長期的な視点による株主・投資家等の関心事項などを踏まえて多様な視点で取り組み、その充実に努めます。

4. 社内へのフィードバック

株主・投資家等との対話のなかで把握した意見や懸念は、経営企画部担当役員から経営陣へ適宜フィードバックするとともに、取締役会への報告を実施します。

5. インサイダー情報の管理

株主・投資家等との対話に際しては、未公開の重要情報を特定の者に選別的に開示しません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	10,093,801	3.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,001,200	3.54
日本生命保険相互会社	8,396,173	3.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,133,900	3.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	7,774,300	3.06
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,748,974	2.26
百五銀行従業員持株会	5,483,327	2.16
株式会社三菱UFJ銀行	4,222,000	1.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(トヨタ自動車口)	3,986,595	1.57
清水建設株式会社	3,930,000	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 長久	他の会社の出身者								○	○		
川喜田 久	他の会社の出身者								○	○		
若狭 一郎	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 長久	○	同氏とは預金等の経常的な取引があり、また、同氏が取締役相談役として兼務しております日本トランスシティ株式会社とは、預金や貸出等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、同氏は当行取締役常務執行役員の大塚教実が社外取締役を務めている四日市港埠頭株式会社の代表取締役社長であります。同氏とは、預金等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年、上場企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当行独自に定めた「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

川喜田 久	○	<p>同氏とは預金等の経常的な取引があり、また、同氏が代表取締役会長として兼務しております三重トヨベツ株式会社とは、預金や貸出等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。</p> <p>また、同氏は当行取締役専務執行役員の杉浦雅和が社外監査役を務めている株式会社ちとせの取締役であります。同社とは、預金や貸出等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。</p>	<p>長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き、社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏が代表取締役会長として兼務しております三重トヨベツ株式会社は、当行をメインバンクとしておりますが、当行以外の複数の金融機関と継続的な取引があり、当行の貸出姿勢が同社の事業継続に深刻な影響を及ぼすものではありません。</p> <p>同氏が取締役として兼務しております株式会社ちとせは、当行をメインバンクとしておりますが、当行以外の複数の金融機関と継続的な取引があり、当行の貸出姿勢が同社の事業継続に深刻な影響を及ぼすものではありません。また、同社と当行の間には商取引がありますが、同社の業況が当行との取引に左右されるものではありません。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当行独自に定めた「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
若狭 一郎	○	<p>同氏が執行役員副社長を務めていた明治安田生命保険相互会社とは預金等の経常的な取引及び代理店契約がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。</p>	<p>長年、生命保険会社の経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当行独自に定めた「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス会議	6	0	3	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス会議	6	0	3	3	0	0	社外取締役

補足説明

取締役及び監査役の候補者等に関する事項、取締役の報酬等に関する事項、その他経営に関する重要な事項の検討にあたり、取締役会の助言機関として、コーポレートガバナンス会議を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【三様監査としての連携】

- 監査役、会計監査人及び内部監査部門(業務監査部)は、以下のとおり連携を図っております。
- ・監査役会、会計監査人及び業務監査部のそれぞれの監査方針、監査計画の概要説明、意見交換
  - ・それぞれが実施する各種監査への立会
  - ・会計監査人の四半期レビュー報告の説明聴取
  - ・会計監査人の期末監査結果の説明聴取及び監査報告書の受領

【監査役と会計監査人との連携】

監査役と会計監査人とは、適宜、監査で発見した事象や行内外におけるトピックスに関する情報交換を行っております。

【監査役と内部監査部門(業務監査部)との連携】

監査役と内部監査部門(業務監査部)とは、毎月の定例会議を開催し、業務監査部による監査の実施状況などについて意見交換を行い連携を図るとともに、監査役は必要に応じて業務監査部による被監査部署への監査結果伝達・提言実施の場にも立会い、監査役監査の実効性を高めております。

また、監査役は、「業務監査会」において業務監査部から内部監査の結果等について報告を受け、内部監査の有効性等についての意見表明を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)														
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m		
西田 孝	他の会社の出身者													△		
鶴岡 信治	学者													○		
川端 郁子	弁護士													○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西田 孝	○	同氏が常務執行役員を務めていた三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社とは預金等の経常的な取引及び金融商品仲介業務での提携がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	これまでの銀行・証券会社での勤務や監査役としての活動により、豊富な経験や財務に関する幅広い見識等を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当行独自に定めた「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
		同氏とは預金等の経常的な取引があり、また、同氏が副学長として兼務しております	大学教授としての幅広い知識に加え、大学の理事および副学長として、組織運営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。会社経営に直接関与した経験はありませんが、

鶴岡 信治	○	す国立大学法人三重大学とは、預金や貸出等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	これまでの経験・知見に基づき、経営全般にわたって有効な助言と監視が期待できると判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当行独自に定めた「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
川端 郁子	○	同氏は川端法律事務所の代表弁護士を務めております。同氏とは預金等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年、検事および弁護士として活躍し、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。会社経営に直接関与した経験はありませんが、これまでの経験・知見に基づき、経営全般にわたって有効な助言と監視が期待できると判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当行独自に定めた「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

#### 該当項目に関する補足説明

当行は、企業統治（コーポレートガバナンス）強化の一環として役員報酬制度の透明性を高め、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気をより一層高めるため、2011年6月24日開催の第196回定時株主総会における決議に基づき、業績連動型報酬および株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。

#### (1)業績連動型報酬

当該事業年度にかかる当期純利益の0.9%を総支給額とし、その上限額を100百万円、当期純利益が2,000百万円未満の場合、支給額は0円とします。

#### (2)ストック・オプション制度

株式報酬型ストック・オプションは、取締役に対して新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当てます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

#### 該当項目に関する補足説明

報酬として新株予約権を割り当てる理由は、取締役の報酬と当行株価との連動性を強めることにより、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、取締役の中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的といたします。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明 更新

社外取締役を除く取締役に対する報酬等は363百万円であり、種類別では確定金額報酬246百万円、業績連動型報酬96百万円、株式報酬型ストック・オプション21百万円であります。

社外取締役に対する報酬等は14百万円であり、種類別では確定金額報酬であります。

社外監査役を除く監査役に対する報酬等は45百万円であり、種類別では確定金額報酬であります。

社外監査役に対する報酬等は16百万円であり、種類別では確定金額報酬であります。

上記に含まれない使用人兼務役員の使用人としての報酬等の額は24百万円であり、その内容は給与及び賞与であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 役員報酬等の額の決定に関する方針

2011年6月24日開催の第196回定時株主総会における決議に基づき、取締役の報酬については、(1)役割や責任に応じて月次で支給する「確定金額報酬」、(2)単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」、(3)中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めるための「株式報酬型ストック・オプション」の構成としております。

また、監査役の報酬については、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」のみとしております。

支給時期、配分等については、次の金額の範囲内で、取締役についてはコーポレートガバナンス会議の助言のもと、取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定いたします。

(1) 確定金額報酬は、取締役の報酬額(確定金額報酬額)については年額300百万円以内、監査役の報酬額(確定金額報酬額)については年額65百万円以内としております。

(2) 業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、当該事業年度にかかる当期純利益の0.9%を総支給額といたします。その上限額を100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合、支給額は0円とします。

(3) 株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当ていたします。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の業務に必要なサポートとして、事前に情報提供を行うとともに、当行の内部規定などを閲覧できる環境を整備しております。取締役会開催に際しては、社外取締役に対し、事務局である秘書室の職員が議案の事前説明を行っております。社外監査役には、取締役会開催前の監査役会で常勤監査役から事前説明を行っております。監査役の職務を補助するため監査役室(1名専属)を設置しております。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 [更新](#)

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 [更新](#) 0名

その他の事項 [更新](#)

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

取締役会は、取締役9名(うち社外取締役3名)で構成され、原則月1回開催しております。取締役会では、法令または定款に定める事項並びに経営の基本方針その他特に重要な事項について評議決定するとともに、業務の執行状況について報告を受け、取締役の職務の執行を監督しております。また、執行役員制度を採用し、取締役会の活性化、意思決定の迅速化および業務執行機能の充実を図っております。

取締役会の下に、常勤取締役をもって構成する経営会議を設置し、原則週1回開催しております。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行っております。

また、取締役会の下に、常勤取締役と業務監査部長をもって構成する業務監査会を設置し、原則月1回開催しております。業務監査会では、業務執行の適正性及び内部監査の有効性を監視し、経営管理の強化・充実に努めております。業務監査会直轄の業務監査部は、専門性のある人材を配置し内部監査方針、内部監査規定等および年次の基本監査計画に基づき内部監査を実施し、必要に応じて改善を勧告しております。

さらに、法令等遵守強化のため、コンプライアンス統括部を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設け、原則3か月に1回開催しております。

監査役会は、監査役5名(うち社外監査役3名)で構成され、原則月1回開催しております。監査役会では、法令等に定められた事項を決議・協議するとともに、各監査役の監査結果等について報告を受け、取締役の職務の執行全般を監査しております。監査役監査は、監査役監査基準、年次の監査方針・計画に則り実施し、監査結果について年1回代表取締役あて報告しております。監査役および監査役会をサポートするための監査役室に専属スタッフ1名を配属しております。

当行は社外取締役、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は監査役会設置会社を採用しており、監査役5名(うち社外監査役3名)は取締役会など重要な会議に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取し意見を述べるとともに、取締役の職務の執行について適法性および妥当性の観点から監査を行っております。

また、独立役員として、社外取締役3名と社外監査役3名を選任しており、経営に対する中立的・客観的な監督機能・監視機能が、十分に発揮できる体制が構築できていると考えております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第204回定時株主総会は、集中日より4営業日早い2019年6月21日に開催致しました。
電磁的方法による議決権の行使	2015年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2015年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームを採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2015年6月開催の定時株主総会より、「狭義の招集通知」および「株主総会参考書類」部分を英訳し、TDnetに開示しております。
その他	2016年6月開催の定時株主総会より、招集通知を当行ホームページに掲載しております。また、日本語版の招集通知ならびに英語版の「狭義の招集通知」および「株主総会参考書類」を、招集通知の発送日前にTDnetに開示しております。また、株主総会における事業報告等をビジュアル化し、出席者にわかりやすく説明を行うように努めております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2015年度より、第2四半期決算にともなう説明会を開始しており、頭取によるアナリストや機関投資家向けの定期的な説明会は年2回開催しています。2019年5月31日に開催した説明会では、2019年3月期の決算概要と前中期経営計画「Next COMPASS 140」の総括、新中期経営計画「KAI-KAKU 150 1st STAGE「未来へのとびら」」について説明を行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	<a href="https://www.hyakugo.co.jp/ir/">https://www.hyakugo.co.jp/ir/</a> 掲載している投資家向け情報：(1)決算情報、(2)適時開示資料、(3)ディスクロージャー誌(2013年3月期から「Hyakugo Report(情報編・資料編)」として、内容を充実するとともにミニディスクロージャー誌を統合)、(4)会社説明会(インフォメーション・ミーティング)配付資料・音声配信	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署は、経営企画部となっております。	
その他	お取引先を対象とした説明会を例年開催しておりますほか、かねてより取り組んでおります個人投資家向け説明会や、海外機関投資家との個別ミーティングにつきましても、引き続き開催していく方針です。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行が社会やお客さまに信頼され、これからも成長発展していくためには、当行の使命を明確にしておくことが必要であるとの認識のもと、1996年9月に企業理念を制定しました。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当行は、ESG(環境・社会・企業統治)に関する重点課題の解決に積極的に取り組むとともに、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)を地域の社会的課題の解決と経済発展を両立させるための重要な指標として、企業行動につなげることで、持続可能な社会の実現に貢献していきます。環境保全活動については、「環境保全活動計画」を策定し、継続的に取り組んでおります。また、2019年6月からESG・SDGsレポートを発行しております。(従来のCSRレポートを名称変更)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業理念において、経営内容を積極的に開示することにより透明性の高い経営を行う旨を定めております。

## その他

当行では、女性の活躍を促進するため、これまで女性が少なかった職場や職種への配置、管理職への登用を積極的に行っております。

また、仕事と家庭の両立を支援するため、育児休業期間の延長や短時間勤務制度の拡充といった就業環境の整備を行うとともに、育児休業中の従業員同士が情報交換できる「育児休業取得者ミーティング」の開催や、自宅で社内文書の閲覧や事務知識の習得を行えるeラーニング「自宅学習システム」の導入、従業員が優先的に利用できる保育施設との提携などにより、育児休業からのスムーズな職場復帰につなげております。また「産休・育休復帰者セミナー」を開催するなど復帰後のキャリア支援にも取り組んでおります。こうした取り組みにより、育児休業の取得者は年々増加しており、復帰後に利用できる勤務時間の短縮制度や所定外労働の免除制度の利用者も増加傾向にあります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行は以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備するとともに、継続的な体制の見直しを行うことにより、管理態勢の強化及び実効性の向上に努めております。

#### 1. 法令等遵守体制

(1)コンプライアンス態勢の基礎として、「百五銀行企業理念」及び「コンプライアンスの基本方針」を定める。

コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進するとともに、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しコンプライアンス態勢の整備及び向上を図る。

(2)お客さまの保護及び利便の向上に向けた管理態勢を整備するため、「顧客保護等管理方針」等を定める。

顧客保護等管理委員会を設置し、顧客保護等の管理状況の把握・評価・分析や改善策等の検討を実施することにより、管理態勢の向上を図る。

(3)会社情報の適時・適切な開示を実施する体制を整備するため「IRに関する基本方針」及び「会社情報の適時開示に関する規則」を定め、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても充実を図る。

(4)内部監査部門として執行部門から独立した業務監査部を設置し、監査結果について業務監査会に報告の上、適切な業務運営を確保する。

(5)法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告・相談体制を整備するとともに、コンプライアンス統括部のほか常勤監査役、人事部、弁護士を通報窓口とする内部通報システム(コンプライアンス・ホットライン)を整備し、「コンプライアンス・ホットライン運用規則」に基づきその運用を行う。

(6)反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規定」等において組織としての対応方針を明確にし、専門部署をコンプライアンス統括部お客さま相談課とするとともに、警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。

#### 2. 情報保存管理体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令等の定めによるほか、「取締役会規定」等に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できる状態とする。また、「セキュリティポリシー」・「情報資産に関する安全対策規定」等に基づき、セキュリティ面から情報資産の重要度・リスクの程度に応じた取扱方法や管理方法を策定し、情報資産を適切に管理・保護する。

#### 3. リスク管理体制

(1)適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的なリスク管理の方針・規定及びリスク分類毎の管理方針・管理規定を定める。

(2)リスクの分類は以下のとおりとし、それぞれに主管部署を定め、その把握と管理を適切に行う体制を整備する。

ア 信用リスク

イ 市場リスク

ウ 流動性リスク

エ オペレーショナル・リスク

(3)ALMリスク管理委員会及びオペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、リスクの状況及びその管理状況を把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策を検討・審議の上、適切な対策を講じる。

(4)災害等の危機事象の発生に対しては、「危機管理規定」等において組織としての対応方針を明確にし、危機事象発生に伴う損失等を最小限に留めるとともに、危機への迅速かつ確な対処により業務の継続あるいは早期復旧のために必要な体制を整備する。

#### 4. 職務執行の効率性確保のための体制

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において法令または定款に定める事項並びに経営の基本方針その他特に重要な事項を評議決定するほか、経営会議で業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行う。

(2)取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、「組織規定」・「職制規則」・「業務決裁権限規則」等において執行手続の詳細を定める。

#### 5. グループ管理体制

(1)当行と連結対象子会社(以下「グループ会社」という)における業務の適正かつ効率的な運営・管理を確保するため、「百五グループ連携規定」を定め、グループ会社の運営・管理にかかる体制を構築するとともに、当行とグループ会社双方に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。

(2)当行とグループ会社における経営の健全かつ適切な遂行のため、「リスク管理規定」を定め、一体となってリスクを管理・運営するとともに、「コンプライアンス規定」を定め、当行とグループ会社のコンプライアンス態勢の確立を図る。

(3)グループ会社の管理については、各社より当行に対して適時・適切に協議・報告を行い、定例的にグループ会社戦略会議を開催することにより連携を強化し、必要に応じて監査を行う。

(4)当行とグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

#### 6. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

監査役の職務を補助すべき使用人として、当行の使用人から専任の監査役補助者を任命し、監査役の指揮監督下におく。また、監査役補助者の人事異動及び評価については監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保する。

#### 7. 監査役への報告及び監査の実効性確保のための体制

(1)取締役、執行役員及び使用人は以下に定める事項について監査役(会)に報告する。

ア 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

イ 経営状況についての重要な事項

ウ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

エ 重大な法令違反等

オ 内部通報システム(コンプライアンス・ホットライン)の運用状況及び通報の内容

カ 会計方針、会計基準に関する重要な事項

キ その他監査役が報告を求める事項

(2)グループ会社に係る前項ア～キの事項について、グループ会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当

行の監査役(会)に報告する。

(3) 当行とグループ会社は、前2項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(4) 監査役は取締役会のほか、経営会議、業務監査会その他の重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べる。

また、監査役は代表取締役と定期的な会合をもち監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識と信頼関係を深めるよう努めるほか、内部監査部門や会計監査人とも定期的に情報や意見の交換を行い、連携の強化を図る。

(5) 監査役がその職務の執行について必要な費用等を請求したときは、当該費用等を支払う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、反社会的勢力に対して組織として断固たる態度で関係を遮断し排除することにより、金融機関としての公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保することを基本方針としております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「コンプライアンス統括部お客さま相談課」を反社会的勢力等との関係遮断に係る統括部署とし、以下のような対応を行っております。また、すべての営業部店及びパーソナルプラザには「不当要求防止責任者」を配置しております。

(1) 「反社会的勢力対応規定」を制定して組織としての対応方針を明確にし、「反社会的勢力対応マニュアル」により具体的な対応方法の周知徹底を図っております。

(2) 不当要求に対しては、平素から警察当局、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関、弁護士等と緊密な連携関係を構築し、従業員の安全も確保しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報については、統括部署が一元的に収集、管理、分析を行い、データベースの構築およびその逐次更新を図っております。

(4) 反社会的勢力等との関係遮断に関し、営業部店長及びパーソナルプラザ長には「不当要求防止責任者講習」を必ず受講させるとともに、適宜、社内研修を実施しております。

(5) 預金規定等に「暴力団排除条項」を盛り込み、反社会的勢力との取引の謝絶・遮断に向けた具体的な取組みをしております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特にごさいません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当行の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

#### 1 会社情報の適時開示に係る基本姿勢

当行は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであるとの認識のもとに、銀行法、金融商品取引法、その他諸法令および金融商品取引所の有価証券上場規程等に基づき、常に投資者の視点に立った、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。

#### 2 会社情報の適時開示に係る社内体制

当行は、適時開示に係る担当部署を経営企画部として、以下の体制により情報開示を行っております。

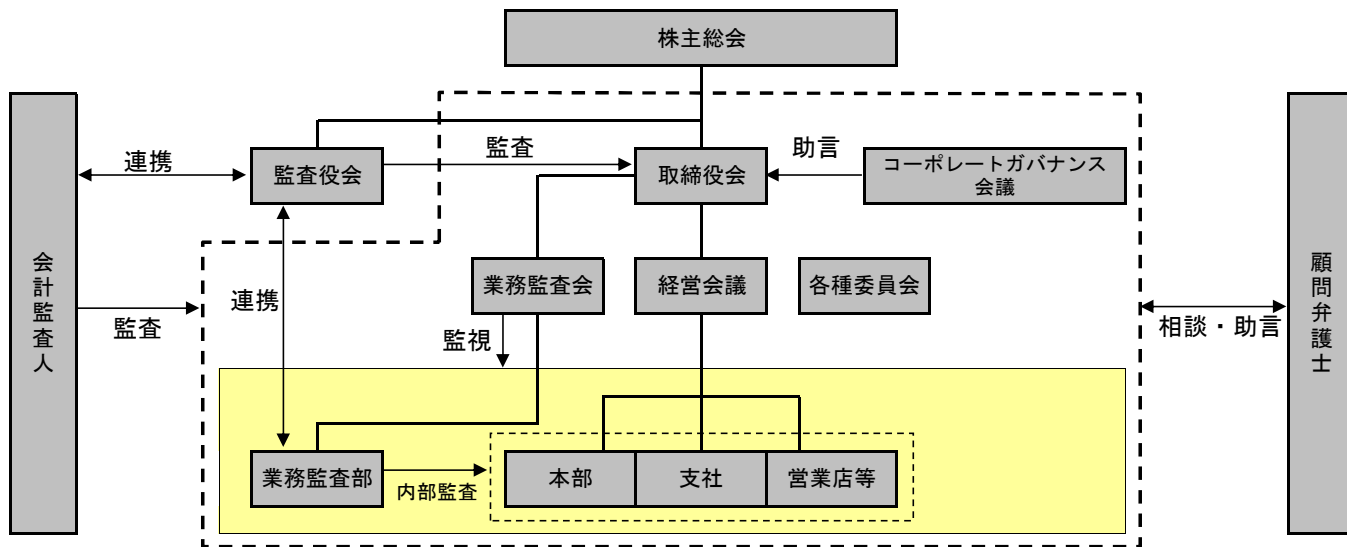
各部署の所属長および連結子会社の代表者を会社情報管理者として、会社情報を速やかに経営企画部に集約し、有価証券上場規程等に基づいて開示の要否の判定を行います。

その結果、開示を要すると判定した場合には、会社情報取扱責任者である経営企画部担当役員に報告するとともに、開示資料を作成し、経営会議または取締役会の承認を受けて、速やかに開示を実施します。

なお、開示資料の内容についてはコンプライアンス統括部署が検証を行うとともに、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士等と協議することとしております。

また、内部監査部署が、適時開示に係る体制の運用状況等について、定期的に監査を実施することとしております。

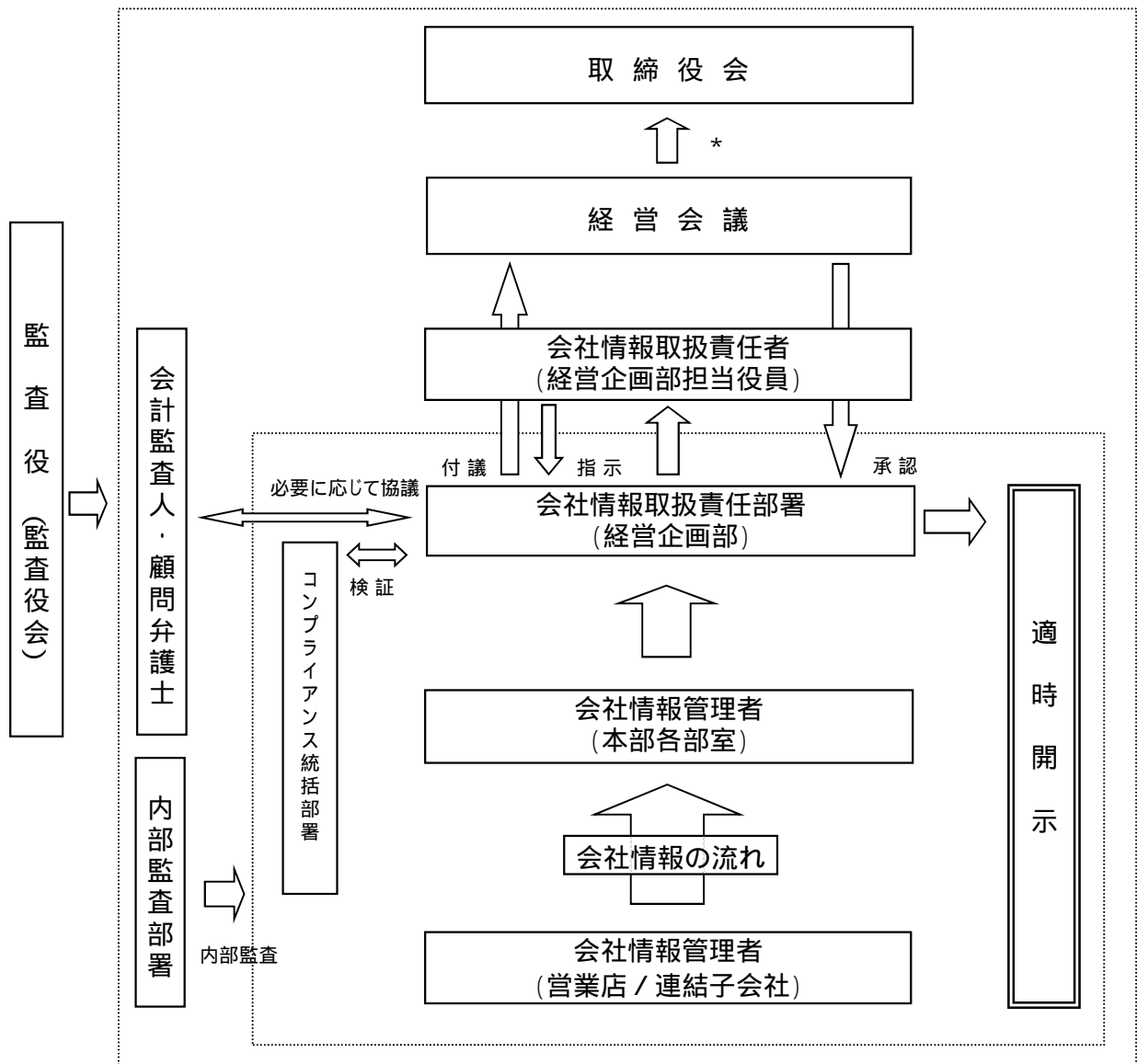
【コーポレートガバナンス体制：模式図】



経営管理の強化・充実のため、下記委員会を設置

- ・ 法令等遵守態勢の確立を図るためのコンプライアンス委員会
- ・ 顧客の保護、利便の向上に向けた改善・対応策を検討する顧客保護等管理委員会
- ・ 中小企業者等の金融円滑化を適切に遂行するための金融円滑化委員会
- ・ 経営の健全性と収益性の両面からポートフォリオ運営を審議するALMリスク管理委員会
- ・ 経営の健全性と適切性の確保に向けたオペレーショナル・リスクの極小化策を審議するオペレーショナル・リスク管理委員会
- ・ 情報システム等の方針や投資の最適化を図るためのIT戦略委員会
- ・ 経営職等の人事評価の納得性・公平性・透明性を高めるための業績・報酬委員会
- ・ 持続可能な社会の実現に貢献するためのSDGs推進委員会

【適時開示体制の概要：模式図】



\* 決算短信及び第2四半期決算短信に関しては、取締役会の承認後開示しております。